

平成29年度

## 学校経営方針

京都市立上鳥羽小学校

校長 西 健児

今年度、創立145年目を迎える歴史ある上鳥羽校の伝統と校風を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちのために、望ましい教育を推し進め、目まぐるしく複雑に変化する社会の中で、他者を思いやり、共に助け合い、様々な人々と連携・協働しながら、課題を解決する力を持った子どもたちを育成する。

そのためには、すべての教職員が、それぞれの専門性を最大限に発揮し、一つのチームとして連携・協働することが必要である。教職員一人一人が、教育者としての責任を自覚し、自己啓発・相互啓発に努めるとともに、上鳥羽小学校の子どもや地域の実態を十分に把握し、明確な目標と計画に基づいた質の高い教育活動を、組織的に推進することが重要である。

また、京都市が掲げている「一人一人を徹底的に大切にする」という精神を根底に置く。「すべては子どものために」という熱い思いをもち、教育実践に取り組むとともに、上鳥羽校区の「地域力」を大いに活用し、次期指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」を実践し、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育の核となる学校にしていきたいと考える。

### 教育理念

1. すべての教育活動を通して、人権尊重の精神の高揚を図り、人間愛に満たされた情操豊かな子どもの育成を目指す。
2. 子どもの命を守りきるため安全管理に万全を期すとともに、全教育課程を通して、体位・体力の向上を図り、健康で安全な生活を営むために必要な能力・態度を育てる。また、「学校は学びの場であり安心して生活できる場」の充実を目指し、教育設備・教育環境を積極的に整える。
3. 明確な目標設定、地域や子どもの実態をふまえ、地域の教育資源の活用を考慮した指導計画の充実、学習環境・教材・教具の整備、指導課程における評価の充実等を通して、一人一人の子どもの確かな学力の育成を図る。
4. 全ての教育活動において「言語活動」を大切に、「言語活動」を中核とした取組を展開する。また、日常的には、常に丁寧な言葉遣いを心がけ、男女の区別なく子どもを「さん」づけで呼ぶことで、ことばの持つ意味を理解したり大事さに触れたりする。
5. 道徳の学習はもちろんのこと、全ての教育活動の場において、意図的・計画的・継続的・組織的に道徳的な信条、判断力、実践力を培う指導を推進し、豊かな心の育成を図る。

6. カウセリング・マインドを基盤とした子ども理解に努め、教師と子どもとの心のふれ合いを通して、いじめ・問題行動や事故の未然の防止に努める。また基本的生活習慣の形成等、生活指導の充実を図る。
7. 子どもの達成体験を重視し、自己実現のために、熱い思いで自ら課題を見つけ主体的にその解明にチャレンジする追求力のある子どもの育成を目指す。
8. 焦点化した取組を推進する。クラスの中で焦点を当てる子どもを決め、その子への手だてや取組がクラス全体におよび有効に働く実践を目指す。
9. 子どもの力を最大限伸ばす努力をする。そのため、常に子どもに寄り添い、もう一步踏み込んだ指導を徹底する。
10. 家庭・地域社会・関係諸機関とのコミュニケーションを密にして、相互理解を深め、子どもの健全育成のための協力体制を築く。
11. 一人一人の教職員の特性と創意を生かし、特色ある学年・学級経営の推進に努めるとともに教職員相互の共通理解を図り、組織運営上の協力体制を確立する。
12. 専門性を高め、指導の向上を期するため、OJT・同僚性等をあらゆる機会に用いて校内研究・研修の充実を図る。

### 当面する課題

1. 子どもたちの「命」守りきる安全指導・安全管理の徹底
2. 基礎的基本的な知識・技能を、すべての子どもに確実に習得させる
3. 主体的・対話的で深い学びを探究する子どもの育成
4. 教師一人一人が授業改善に努め、授業力の向上を目指す
5. 校内研究・校内研修の充実
6. 外国語活動並びに道徳教育の推進
7. 自律と自立を目指し、子どもの主体的な基本的生活習慣の確立
8. いじめの芽を摘む指導と生活指導の充実等、規範意識の育成
9. 学校組織力の強化
10. 地域から学び地域へ働きかける教育活動の推進

### 学校教育目標

人権教育を基盤として 自己を磨く 心豊かな子の育成

### 目指す子ども像

**やりぬく子** めあてをもち、最後までねばり強くあきらめない子

**やさしい子** 自分も人も大切に、相手の気持ちを考えて行動できる子

**元気な子** 自ら考え、健康で安全な生活を営む子

## 取組の重点

### 「知・徳・体」調和のとれた子どもの育成

- 確かな学力をつけるために  
授業力を向上し、すべての子どもの学力を高める
- 豊かな心を育てるために  
体験活動を通して、協力し高め合える「なかま」づくりを推進する
- 健やかな体を育てるために  
健康な心と体をつくるため、様々な教育活動を工夫する

## 具体的な教育実践

### ① 学年経営を基盤とする学級経営

- ・チーム体制で子どもたちにかかわる姿勢
- ・人権を大切にする学級，学年集団の自発的形成

### ② 授業改善・工夫，校内研究の推進

- ・「めあて」「ふりかえり」の学習活動や目的を明確にした子ども同士の共働を取り入れながら，基礎基本の定着を図る
- ・課題の発見・解決に向けた主体的・対話的な学びを重視する
- ・系統だった教材や資料を活用し「楽しくわかる授業」の創造
- ・個に応じた指導（授業，家庭学習課題）
- ・ICT機器やデジタルコンテンツの有効活用
- ・「専科指導」，「交換授業」，「TT指導」，「少人数授業」の有効活用
- ・OJT，同僚性

### ③ 外国語活動の充実

- ・新指導要領に移行する準備期間としての授業時数の確保及び授業展開
- ・イングリッシュシャワー等の取組み実践

### ④ 道徳教育の充実（今年度より先行実施）

- ・道徳の教科化に向けた指導と評価の一体化
- ・各教科，領域と関連させた，総合単元的な道徳を推進

**⑤ 体験活動を軸に、学ぶ喜びを味わえる教育活動の推進**

- ・「自然」「なかま」「規律」をめあてにした自然体験活動の推進
- ・勤労、生産体験の充実
- ・「たてわり活動」の積極的運用

**⑥ 規範意識を培う**

- ・「かみとばっこのきまり」を礎にした生活の確立
- ・あいさつの励行、学習規律の徹底、基本的生活習慣の確立を、子どもの自治活動から身につけさせ、自ら行動できる取組の推進
- ・「あいさつ」「そうじ」「感謝」「はきものをそろえる」等の取組

**⑦ 課外学習の有効活用**

- ・「朝の読書」や図書館の活用
- ・「ベース・スタディ」「やりぬきタイム」「土曜学習（算数教室）」の組織的計画的な運用
- ・「チャレンジ体験」の精選
- ・放課後や長期休業中の「学習会」の実施

**⑧ 基本的生活習慣と家庭学習の充実**

- ・学習を中心とした生活リズムの確立
- ・家庭との連絡を密にし、学校での生活、学習との連動を図る

**⑨ 現代社会に対応できる人間づくり**

- ・キャリア教育の推進
- ・スチューデントシティ学習、ものづくりの殿堂工房学習の取組

**⑩ 新たな教育課題・教育問題に対する取組**

- ・「防災教育」及び保護者や地域との協働による「引き渡し訓練」の実施
- ・「環境教育スタンダード」をもとにした環境教育の推進
- ・外部機関との連携による「自転車教室」・「携帯教室」・「非行防止教室」・「薬物乱用防止教室」等の実施
- ・「メディアリテラシー」を身につけた子どもの育成
- ・「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」等専門性を持つ人材の有効活用

**⑪ 地域を巻き込んだ教育活動の推進**

- ・ゲストティーチャーの有効活用による食に関する取組推進
- ・「学校運営協議会」との連携・協働を積極的に推進

## 学校教育において重視する視点（平成29年度学校教育の重点）

子どもの主体性と社会性の育成を目指して

「自ら学ぶ力」「自ら律する力」を高める

本市全校で、とりわけ次の項目に焦点をあてた教育活動を推進する。

### 1. 授業を通して自ら学びに向かう力を育み、身につけさせる

- ・すべての教科等で「めあて」「ふりかえり」の学習活動や目的を明確にした子ども同士の共働を取り入れながら、基礎基本の定着を図るとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・対話的な学びを重視し、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」が実感できる授業を展開する。
- ・各教科で習得した「見方・考え方」を活用し、多様な観点から考察したり、筋道を立てて表現したりする授業を展開する。
- ・教職員が子どもや学級の状況を十分に理解し、個々の子どもや学習集団の状況に応じて適切にかかわりながら、子どもが主体的に学ぶ授業を進めることができるよう、指導力を高める。

### 2. 家庭での自学自習の習慣をつける

- ・学校から課題を与えられるだけの受け身の学びではなく、子ども自らが課題に気づき主体的に学ぶ意欲や態度を育むため、家庭学習と連動させた授業や学校行事を組織的、計画的に展開する。
- ・家庭においても主体的に学ぶことができるよう、家庭学習の大切さや内容、方法についてわかりやすく指導するとともに、提出物の内容や時期などについて家庭との連携を図りながら、的確なタイミングで評価できるように工夫する。また、与えられた課題に取り組むだけでなく、自主学習ノート等を活用して、子ども自らが課題を選択し、学習計画を立て実行できるようにする。

### 3. 自他を大切にできる態度を育成する

- ・命を大切にする心や他人を思いやる心、感動する心など、子どもの豊かな人間性の育成を図る。また、子どもの自己有用感、自己肯定感などの自尊感情の高揚を図り、互いを認め合い、励まし合う人間関係の中で、自立的なふるまいができるよう、あらゆる場面での指導を徹底する。
- ・「命を守る」視点から、健康の保持増進や望ましい生活習慣の実践、飲酒や喫煙、薬物乱用等の有害性についての正しい知識と危険な行為から身を守る方法、いじめは絶対に許されない人権侵害であることなどについて、子どもの発達の段階に応じて指導するとともに、自然や人とのかかわりの中で、命の大切さを実感できるような指導を徹底する。

#### 4.「公共の精神」に基づく態度を育成する

- ・ 道徳教育や特別活動，総合的な学習の時間等で，地域の人をはじめ様々な人と交流する体験活動を通して，人と人との絆の大切さを実感し，社会の一員として必要となる公共心や公德心，生命を尊重する心を育てる。
- ・ 社会におけるルールや法の重要性，許されない行為についての指導を徹底し，規範意識を高めることで，自分で正しい判断ができるようになるための素地を育てる。
- ・ よりよい自らの生活や人生，そして地域・社会の実現に向け，自らの行動で課題を解決したり，社会貢献できるという意識とそのための行動力を育む。